

報 告 第 1 号

石川県教育委員会文書管理規程の一部改正に係る専決処分の報告について

教育長専決に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する

- 1 専決処分内容
石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- 2 専決処分日
平成22年12月10日
- 3 改正案
7頁～8頁のとおり
- 4 施行年月日
平成22年12月17日

石川県教育委員会文書管理規程の改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(起案)</p> <p>第19条 文書の起案は、文書管理システム又は起案用紙を用い、左横書きすることを原則とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(3) 漢字の使用、送り仮名及び仮名遣いは、<u>公用文における漢字使用等(平成22年石川県訓令第22号)</u>、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)によること。</p> <p><u>ただし、法令における漢字使用等については、公用文における漢字使用等4にかかわらず、別途、庶務課長からの通知による。</u></p>	<p>(起案)</p> <p>第19条 文書の起案は、文書管理システム又は起案用紙を用い、左横書きすることを原則とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(3) 漢字の使用、送り仮名及び仮名遣いは、<u>公用文における漢字の使用及び送り仮名の付け方(昭和56年石川県訓令第14号)</u>、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)によること。</p> <hr/> <hr/>

庁中一般
出先機関
教育機関

石川県教育委員会文書管理規程(平成14年石川県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

石川県教育委員会

第19条第3項第3号中「公用文における漢字の使用及び送り仮名の付け方(昭和56年石川県訓令第14号)」を「公用文における漢字使用等(平成22年石川県訓令第22号)」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、法令における漢字使用等については、公用文における漢字使用等4にかかわらず、別途庶務課長からの通知による。

附 則

この訓令は、公用文における漢字使用等(平成22年石川県訓令第22号)の施行の日から施行する。